取扱注意

林業測量・設計・調査

積　算　基　準

（令和８年10月20日以降適用）

令和８年 10 月 29 日　一部訂正

新潟県農林水産部

第Ⅳ編　設　計　業　務

第１章　設計業務積算基準

第１節　設計業務積算基準 …… Ⅳ－１－１
　１－１　適用範囲 …… Ⅳ－１－１
　１－２　業務委託料 …… Ⅳ－１－１
　　１－２－１　業務委託料の構成 …… Ⅳ－１－１
　　１－２－２　業務委託料構成費目の内容 …… Ⅳ－１－１
　１－３　業務委託料の積算 …… Ⅳ－１－２
　１－４　設計留意書の作成 …… Ⅳ－１－３
　１－５　電子成果品作成費 …… Ⅳ－１－３
　１－６　適用に当たっての留意事項 …… Ⅳ－１－３
第２節　設計業務共通歩掛 …… Ⅳ－１－４
　２－１　打合せ協議 ―――― ＳＳ３９０ …… Ⅳ－１－４
　２－２　設計業務委託段階における工事施工者等からの意見聴取 …… Ⅳ－１－４
　　(1) 設計者 ―――― ＳＳ５３０ …… Ⅳ－１－４
　　(2) 施工者 ―――― ＳＳ５３１ …… Ⅳ－１－４
　２－３　その他 …… Ⅳ－１－４

令和８年 10 月 29 日訂正

第２節　設計業務共通歩掛

２－１　打合せ協議　　ＳＳ３９０

（１業務当たり）

区　　分		主任技師	技師Ａ	技師Ｂ	技師Ｃ	備　　考
打合せ	業務着手時	0.5	0.5	0.5		（対面）
	中間打合せ	0.5	0.5	0.5		１回当たり（対面）
	成果物納入時	0.5	0.5	0.5		（対面）
関係機関打合せ協議		0.5	0.5			１機関１回当たり（対面）

備考　１．打合せ、関係機関打合せ協議には、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間１時間程度）を含むものとする。

２．打合せ、関係機関打合せ協議には、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。

３．中間打合せの回数は、２回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、中間打合せ１回当たりの人員を増減するものとする。

なお、複数分野の業務を同時に発注する場合は、主たる業務の打合せ回数を適用し、それ以外の業務については、必要に応じて中間打合せ回数を計上する。

４．関係機関打合せ協議の回数は、１機関当たり１回程度とし、関係機関打合せ協議の回数を増減する場合は、１回当たり関係機関打合せ協議１回の人員を増減する。なお、発注者のみが直接関係機関と協議する場合は、関係機関打合せ協議を計上しない。

５．打合せ協議にかかる電子成果品作成費は、打合せ簿の電子納品が任意であるため計上しないこととし、設計積算参考資料の第２共通資料、２－２　特殊処理データのとおり特殊処理を行うこと。

２－２　設計業務委託段階における工事施工者等からの意見聴取

(1) 設計者　　ＳＳ５３０

（１回当たり）

区　　分	内外業別	主任技師	技師Ａ
意見聴取	外	0.5	0.5
意見の整理等	内		0.5

(2) 施工者　　ＳＳ５３１

（１企業・１回当たり）

区　　分	内外業別	主任技師	技師Ａ
意見聴取	外	0.5	

備考　施工者（SS531）へ支払う費用（意見聴取及び旅費交通費）は諸経費の対象としないため、設計積算参考資料の第２共通資料、２－２　特殊処理データのとおり特殊処理を行うこと。

２－３　その他

（１業務当たり）

区　　分	主任技師	技師Ａ	技師Ｂ	技師Ｃ	備　　考
合同現地踏査	0.5		0.5		１回当たり
照査技術者による報告	0.5				１回当たり
条件明示チェックシートの作成		0.25	0.25		１工種当たり

備考　１．照査技術者による報告には、議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間１時間程度）を含むものとする。

２．条件明示チェックシートの作成は、予備設計時に作成する際に適用する。

２－２　特殊処理データ

１　全業務（地質調査、測量、設計及び計画作成等業務）における打合せ協議にかかる電子成果品作成費の特殊処理については、次のとおりとする。

処理コード：　＃0047（電子成果品特殊処理）
処 理 条 件：　A=1（工事金額へ加算する）、B=1（特殊金額加算累計）
処 理 内 容：　電子成果品作成費を算出する上での直接人件費（電子成果品作成費の対象額）から除く。

２　第Ⅱ編第２章第１節地質調査業務の解析等調査業務（SS610, SS612, SS614, SS616）における電子成果品作成費の特殊処理については、次のとおりとする。

処理コード：　＃0047（電子成果品特殊処理）
処 理 条 件：　A=1（工事金額へ加算する）、B=1（特殊金額加算累計）
処 理 内 容：　電子成果品作成費を算出する上での直接人件費（電子成果品作成費の対象額）から除く。

3　第Ⅳ編第１章第２節設計業務共通歩掛の「設計業務委託段階における工事施工者等からの意見聴取」の施工者（SS531）へ支払う費用（意見聴取び旅費交通費）における立会謝金、旅費の特殊処理については、次のとおりとする。

処理コード：　＃0049（立会謝金、旅費の特殊処理）
処 理 条 件：　A=1（工事金額へ加算する）、B=1（特殊金額加算累計）
処 理 内 容：　諸経費を算出する上での直接作業費（諸経費の対象額）から除く。

4　「第６「新潟県林業関係事業における誤伐防止に関する指針」に係る治山事業業務委託積算基準」における立会謝金、旅費の特殊処理については、次のとおりとする。

処理コード：　＃0049（立会謝金、旅費の特殊処理）
処 理 条 件：　A=1（工事金額へ加算する）、B=1（特殊金額加算累計）
処 理 内 容：　諸経費を算出する上での直接測量費（諸経費の対象額）から除く。

令和８年 10 月 29 日訂正